

議案第10号

西脇市空家等対策協議会条例及び西脇市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市空家等対策協議会条例及び西脇市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市空家等対策協議会条例及び西脇市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市空家等対策協議会条例の一部改正)

第1条 西脇市空家等対策協議会条例（平成27年西脇市条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条の規定に基づき、西脇市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。		(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条の規定に基づき、西脇市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(西脇市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市空家等の適正管理に関する条例（令和3年西脇市条例第19号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>管理不全空家等</u> 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。 (6)・(7) (略) (市の責務) 第4条 市は、空家等、法定外空家等、特定空家等、特定法定外空家等及び管理不全空家等に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。 (市民の役割) 第5条 市民は、市が実施する空家等、法定外空家等、特定空家等、特定法定外空家等及び管理不全空家等に関する施策に協力し、良好な生活環境の保全に努めるものとする。 2 (略) 第9条 市長は、前条に規定する立入調査を行い、当該空家等又は法定外空家等が管理不全な状態であると認めるときは、これらをそれぞれ特定空家等、特定法定外空家等又は管理不全空家等として認定するものとする。 (特定空家等、特定法定外空家等又は管理不全空家等に対する措置) 第10条 前条の規定により認定した特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に対する措置は、法第13条又は第22条の規定に定めるところによる。	(定義) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (新設) (5)・(6) (略) (市の責務) 第4条 市は、空家等、法定外空家等、特定空家等及び特定法定外空家等に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。 (市民の役割) 第5条 市民は、市が実施する空家等、法定外空家等、特定空家等及び特定法定外空家等に関する施策に協力し、良好な生活環境の保全に努めるものとする。 2 (略) 第9条 市長は、前条に規定する立入調査を行い、当該空家等又は法定外空家等が管理不全な状態であると認めるときは、これらをそれぞれ特定空家等又は特定法定外空家等として認定するものとする。 (特定空家等又は特定法定外空家等に対する措置) 第10条 前条の規定により認定した特定空家等の所有者等に対する措置は、法第14条の規定に定めるところによる。	

<p>2 ～11 (公表) (略)</p> <p>第11条 市長は、前条第4項又は法第22条第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に係る措置を講じない場合は、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (協議会)</p> <p>第13条 市長は、第10条第4項又は法第22条第3項の規定による措置を命じようとするときは、あらかじめ、西脇市空家等対策協議会の意見を聴くものとする。ただし、市長が緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 ～11 (公表) (略)</p> <p>第11条 市長は、前条第4項又は法第14条第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に係る措置を講じない場合は、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (協議会)</p> <p>第13条 市長は、第10条第4項又は法第14条第3項の規定による措置を命じようとするときは、あらかじめ、西脇市空家等対策協議会の意見を聴くものとする。ただし、市長が緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。